

公立大学法人青森県立保健大学中期目標

前文

1 理念

公立大学法人青森県立保健大学は、人々の健康と生活の質の向上を掲げ、「いのち」を育^{はぐく}んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、青森県立保健大学（以下「大学」という。）を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。

2 使命

- (1) 大学の教育理念にふさわしい学生を受け入れ、より質の高い学術を教授研究できる体制を整え、人間性豊かでグローバル化と地域特性に対応できる能力を兼ね備えた保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことができる人材を育成する。
- (2) 保健、医療及び福祉の教育研究拠点として培った人的資源や教育研究成果を広く還元するとともに、産官学の連携した取組による地域貢献活動を展開する。

3 基本姿勢

自律的な組織運営の基盤づくりを目指し、職員自らが意識改革し、実効ある取組を行うとともに、学生と一丸となって、ヒューマンケアを志向する大学の文化的風土の創造に努める。

第1 中期目標の期間

平成20年4月1日から平成26年3月31日までの6年間

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 学生の育成に関する目標

ア 学士課程

(ア) 教養教育

人間性豊かで幅広い教養とグローバルな視点を兼ね備え、国際化や情報化にふさわしい自己表現ができるとともに、主体的に課題を探究し、論理的思考により課題解決ができる人材を育成する。

(イ) 専門教育

保健、医療及び福祉の専門職としての倫理観を身に付け、必要な基礎知識と臨床の総合的能力を有するとともに、保健、医療及び福祉の連携・協調と地域特性を踏まえて実践できる人材を育成する。

イ 大学院課程

(ア) 博士前期課程

保健、医療及び福祉の連携・統合を踏まえて保健、医療及び福祉のサービスの包括的提供を担う幅広い豊かな学識と高い専門的能力を備えた高度専門職業人を育成する。

(イ) 博士後期課程

保健、医療及び福祉のサービスの一体的提供を担う、高度な学問的見識及び研究開発能力並びに豊かな人間性を有し、保健、医療及び福祉の分野において中核とな

る高度な研究者を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

ア 教育プログラムの再編

学生の育成に関する目標の達成に向けて学部全体として保健、医療及び福祉を統合して学習できるよう、教養教育から専門教育までを一貫して体系的かつ段階的に履修できる教育プログラムの再編を継続的に行う。

イ 教育方法の改善

学習効果を高め、教育成果の質的向上が図られるよう成績評価基準の明確化、履修指導の充実等を図るとともに、学生のニーズに的確にこたえられるよう学生による授業評価を有効に反映させる取組を行う等、教育方法の改善に取り組む。

(3) 教育の実施体制に関する目標

ア 教員の教育能力の向上

教員が学生の育成に関する目標の達成に向けた教育を行えるよう、研修制度の充実した運用を図り、教員個々の教育力の向上を目指す。

イ 教育環境の整備

教員の大学運営への参画のあり方について見直すとともに、専門性を備えた教務事務の支援等により、教育に専念しやすい環境を整備する。

また、グローバル化と地域特性に対応できる学生の育成を推進するための教育環境の充実を図る。

ウ 学習環境の整備

学生の学習意欲及び教育効果をより高めるため、図書館の充実をはじめとする学生の学習環境の適切な整備を行う。

(4) 学生の受入れに関する目標

アドミッションポリシー（大学の教育理念に基づく入学者受入方針）のもと、受験生の能力、職業観、適応性等を適切に評価できる学生選抜方法による入学試験を実施する。

また、受験生等に対する学生募集活動等をより効果的に行い、アドミッションポリシーを理解した受験生をより多く確保する。

なお、学士課程及び大学院課程において、入学定員に見合う学生数を継続的に確保する。

(5) 学生への支援に関する目標

ア 学生への学生生活支援

学生の学習意欲を高め、安全で安心できる学生生活を過ごせるよう、学習、健康及び生活の相談を行う等、学生生活支援体制の充実を図る。

イ 学生へのキャリア支援

就職を希望する学生が全員就職できるよう、受験対策の実施、就職先の新規開拓及び職場適応性のかん養を行うほか、卒業後の未就職者に対する支援を行う等、就職支援体制の充実を図るとともに、進学に関する支援を行う。

また、就職に必要とされる国家試験の合格率については、次の目標が達成できるよう取り組む。

看護師 100パーセント

保健師 100パーセント
助産師 100パーセント
理学療法士 100パーセント
社会福祉士 75パーセント
精神保健福祉士 100パーセント
管理栄養士 100パーセント

2 研究に関する目標

(1) 研究内容に関する目標

地域課題に対応しつつ、保健、医療及び福祉の分野を核として、基礎研究から応用研究までの幅広い領域の研究を推進する。

(2) 研究水準及び研究成果に関する目標

ア 研究水準の向上

保健、医療及び福祉の分野に関し高い評価が得られるよう、優れた学術研究成果をあげる。

また、研究水準の向上のため、研究成果について適切に評価し、改善を行う。

イ 研究成果の活用

研究成果の有効活用を図るため、大学の教育研究活動に反映させるとともに、国内外に積極的に研究成果を発信する。

(3) 研究実施体制等の整備に関する目標

大学全体の研究が有効に進められるよう、組織体制の確立、研究体系の見直し、研究環境の整備等、研究実施体制の充実を図るとともに、研究費の重点的配分等、弾力的な研究支援体制を構築する。

また、意欲的な研究者を育成するため、研究情報の提供及び学内外の研修制度の充実を図る。

3 地域貢献に関する目標

(1) 地域連携の強化に関する目標

大学が有する人的資源及び教育研究成果を地域社会及び国際社会に広く還元する取組を行うとともに、産官学連携を強化するための組織体制の確立等により地域貢献活動を推進する。

(2) 情報提供に関する目標

地域における知の拠点として、産官学連携のもと地域貢献活動が行われるよう、有用な情報を地域社会及び国際社会に積極的に発信する。

(3) 国際交流に関する目標

国外の教育研究機関との連携により多様な教育研究活動を推進し、ひいては、教育研究成果が地域貢献に資することを念頭に、より充実した国際交流を行う。

(4) 人材供給に関する目標

保健、医療及び福祉の向上に貢献できる人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取組を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

理事長のリーダーシップのもと全学的に的確に業務運営が行われるよう、教員組織と事務組織の連携を強化すること等により、効率的に機能する運営体制を整備する。

また、学内外の資源を活用した経営戦略により大学全体として取り組むべき課題が解決されるよう、目標管理体制を確立する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究活動の進展や地域ニーズに的確に対応しつつ、より効率的かつ効果的な教育研究活動が行われるよう、教育研究組織についての継続的な見直し等の取組を行う。

3 人事の適正化に関する目標

職員の適正人員について随時見直し、適正配置するとともに、業務内容や専門性に応じた優秀な人材を確保する。

また、職員の質の向上が図られるよう、人事評価システムを軸とした人事・給与制度、研修制度等の確立により、人事の適正化を推進する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務組織の見直し、事務の集約化・簡素化と適切な配分、専門能力が高いプロパー職員の採用・養成、教員の事務知識の習得等により事務の効率化・合理化を図る。

また、大学業務の外部委託や直接管理のあり方について検討し、その結果を踏まえた業務管理を行う。

5 広報活動の推進に関する目標

受験生及び卒業生にとどまらず、高等学校等関係者や広く県民に対して教育研究活動、受験、学生生活、就職等の情報を積極的に発信するとともに、大学の特色や魅力について高い関心が持たれるよう、効果的な広報活動を推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

(1) 教育関連収入に関する目標

入学検定料、入学料、授業料等の学生納付金及び受講料等については、社会的事情を考慮し、適正な料金を設定する。

(2) 研究関連収入に関する目標

国の制度の有効な活用や産官学の連携強化を図ることにより、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金等の外部研究資金及び奨学寄附金を獲得する。

(3) 財産関連収入に関する目標

大学施設を積極的に解放するとともに、適正な使用料又は利用料を設定することにより、収入の確保を図る。

2 経費の抑制に関する目標

職員のコスト意識の改革を図るとともに、大学運営業務全般を通して、適切な予算配分、無駄のない予算執行、組織運営の効率化、事務事業の合理化等、有効な業務改善について実効ある取組を行い、経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

大学の健全な運営を確保するため、資産を運用し管理する体制を整備し、効率的かつ効果的な活用を図る。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況

に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実にに関する目標

教育研究活動及び組織・業務運営の状況について、自己点検及び自己評価が効率的かつ効果的に実施できるよう、体制を整備するとともに、定期的に自己点検及び自己評価を実施する。

また、評価の客観性を確保するため、第三者機関による外部評価を受ける。

2 評価結果の活用に関する目標

評価結果を活用し、教育研究活動及び組織・業務運営の改善のための適切な措置を講じる。

3 情報の提供に関する目標

教育研究活動及び組織・業務運営の状況に関する情報について積極的に公表するとともに、自己点検及び自己評価の結果についても速やかに公表する。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備、活用等に関する目標

大学の施設設備については、教育研究活動の良好な環境が醸成されるよう、適切に維持管理する。

また、教育研究活動における良好な環境を維持しつつ、地域貢献を踏まえて大学施設を地域に開放する。

2 安全管理に関する目標

学生及び職員の健康と安全を確保し、教育研究活動を円滑に実施するため、防災、学内セキュリティ、安全衛生等について検証するとともに、実験施設等における安全管理の普及・啓もうをはじめとする必要な対策を講じること等により防災・安全体制を万全にする。

3 人権啓発に関する目標

人権が不当に侵害され、良好な教育研究活動や職場環境が損なわれることがないよう、学生及び職員に対して人権意識の向上を図る取組を行う。

4 法令遵守に関する目標

業務運営が適正に行われるよう、法令遵守を徹底する取組を行う。